

令和8年6月10日(水)

開会（午前9:54）

○羽田野孝子委員長

開会宣言。出席委員が10名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された議案は、「補正予算2件」、「条例の一部を改正する条例2件」の計4件である。

議案の審査に入る前に須貝副市長よりあいさつ願いたい。

○須貝副市長

6月に入り新年度を2か月経過したところですが、この4月5月というのは、各団体において、総会というのが開催される時期でもあります。先日、新発田阿賀北地区の保護司会の総会が開催されました。最近の報道でも皆さんご承知のことと思いますが、保護司の担い手不足というところが全国的な課題となっており、この新発田阿賀北地区も、その課題はやはりありまして、令和7年度では、8名の方が退任されて、新しく4名の方が着任されたということでもございました。定数が78名のところ、53名が保護司としてご活躍をされているところで充足率は7割となっており、胎内分区では、現在8名の方がご活躍をされています。一昨年には、新たに3名の方に担っていただくことになりまして、また1つの課題としては、担い手不足もそうですが高齢化というところも課題となっているんですが、この胎内分区におきましては、比較的若い方に担っていただいている状況でもございました。ただその定数においては、胎内分区において、若干不足しているところではあります。保護司の皆さんには、その罪を犯した人の更生のお助け、再犯を防ぐというところでご活動されていてございます。また、社会を明るくする運動などでも、ご協力をいただいております。市といたしましても、昨年、有村架純さん主演の前科者という、保護者をテーマとした映画を上演させていただきましたけれども、その際にも保護者会の皆さんと連携を図りながら進めさせていただきました。今後も、保護司会の皆さんと連携を図りながら、その活動の支援というところを考えながら進めていきたいなというふうに思っているところでもございます。

本日議題として提案させていただいたのが4件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議第57号 令和8年度胎内市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

宮崎市民生活課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ452万3千円を減額し、その総額を28億1,087万7千

円とするもの。第1款総務費においては、育児休業及び人事異動に伴う減額となりまして、給料、職員手当等及び共済費をそれぞれ減額した。歳入では、第5款繰入金で、職員給与費等繰入金につきましては、歳出の第1款総務費の給与等に関連するもので、繰入金を減額した。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第58号 令和8年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

金子福祉介護課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,546万8千円を追加し、その総額を38億2,056万8千円とするもの。

第1款総務費第1項総務管理費において、令和8年度介護報酬改定に伴うシステム改修に係る費用について、介護職員等処遇改善加算の拡充と新たに改修が必要な内容が生じたことから、委託料を増額するもの。第3款地域支援事業費、第3項包括的支援事業任意事業費においても、令和8年度介護報酬改定に伴うシステム改修に係る費用について、新たに改修が必要となったことから、委託料を増額するもの。第5款諸支出金第1項償還金及び還付加算金では、令和7年度に概算払いにより交付を受けた40歳から64歳までの第2号被保険者の介護保険料を財源とする、支払基金交付金の精算に伴い生じた返還金を計上いたしました。

歳入では、第3款国庫支出金第2項2目地域支援事業交付金及び5目介護保険事業費補助金、第5款県支出金、第7款繰入金第1項一般会計繰入金は、システム改修に係る負担額を法定割合に基づいて計上し、2項基金繰入金では、同じくシステム改修に係る負担額に加え、前年度の精算に伴う支払基金交付金返還金に充てるため増額した。補正予算後の基金積立金の総額は、7億3,125万300円となる。

質疑

○増子達也委員

介護保険システム改修委託料ということで135万3,000円が漏れていたということだったんですけど、当初予算でなぜわからなかったのかっていう経緯と、補助金が入っていると思うんですけど、これが、一般会計の半分くらいでしょうか、半分が出るってことなんですか、その割合をお願いいたします。

○金子福祉介護課長

補正になった経緯では、昨年11月21日に国の総合経済対策の閣議決定を踏まえて、介護報酬改定が行われるということになりました。その内容について、今年1月20日に決定したというものになります。その間に、システム改修業者から費用の見積もりをもらうことが難しく、4月に入ってから費用額の提示があったということで、今回の補正になったという経緯がございます。あと、補助額ですけれども補助率が2分の1になりまして、国と市で2分の1ずつということになっております。

○増子達也委員

今の説明だと、国の決定が遅くなった影響でということですが、遅れたことによる補助額が削られたってことはないということでしょうか。

○金子福祉介護課長

影響はございません。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第68号 胎内市長寿顕彰条例の一部を改正する条例

金子福祉介護課長説明

これは、昨年度から事業を開始した敬老お祝いクーポン券の配布事業が、長寿顕彰の目的と合致していることから本条例に組み入れ一本化するもの。これまでの88歳、100歳に加え、77歳、90歳、99歳及び顕彰の内容を加えております。施行日は、本条例で被顕彰者決定の基準日としている9月1日となります。

質疑

○笥 智也委員

昨年から始まった長寿顕彰ですけども、昨年の 88 歳、100 歳、またこちらの受賞というか、顕彰された方の人数と、今回 77 歳、90 歳、99 歳と追加されることによってどれぐらいの予算が増えるのか。

○金子福祉介護課長

昨年度のクーポン対象者、77 歳、90 歳、99 歳の合計で 704 人いらっしゃいました。それから令和 8 年度のところになりますけれども、同じように人数を 800 人で想定しておりますので、約 240 万が予算計上されることになります。

○笥 智也委員

100 歳になると、5 万円の祝い金の贈呈がありますが、これも含めての人数になりますか。

○金子福祉介護課長

その 240 万円が増えるということで、100 歳に対する 5 万円の祝い金については、予想としては、27 人ですので 135 万円になりますが、それは別に計上になります。

○増子達也委員

100 歳以上の方も中にはいらっしゃると思うんですが、条例が 9 月 1 日から施行ということですけど、100 歳以上でもらえるってことでいいんでしょうか。現行の 100 歳以上の方。

○金子福祉介護課長

対象となるのは、その年に 100 歳となる方で、それ以上の方は対象外になります。100 歳になった時点でお渡ししています。

○小野徳重委員

100 歳は 5 万円のお祝い金ですね。それ以外は、品物になっていますが、その区別して分けているのはどういうわけですか。

○金子福祉介護課長

明確な理由はすぐにお答えできないかもしれないんですけども、金額的に 100 歳の 5 万円というのは、他の年齢の顕彰をお渡しする年齢に比べると、10 倍以上高いというか、クーポン券ですと 3,000 円。それから 88 歳の方は、約 5,000 円で、予算を見積もっておりますので、それよりも 100 歳の方は多いというような形で、その際に、現金で渡しているというのが、これまでお渡ししてきましたので今回もそのようにさせていただきたいと考えてお

ります。

○小野徳重委員

私個人的に 100 歳で 5 万円の金額は、ものすごく少ないような気がするんですよ。県内各地でいろんなお祝い金を出してると思うんですが、以前は 100 万円というのがありました。県内でそういう高額なお祝い金を出してるところは知っていますか。

○金子福祉介護課長

現在、県内でどのぐらいっていうのは、把握しておりませんが、調べた後でということは、できるかと思います。それで、胎内市のこれまでの経緯で見ますと、令和元年度に、それまでの 10 万円から 5 万円に改正している経緯がございます。これに関しては、また同じように条例改正のときに、お諮りしてる内容だとは思いますが、他の市町村の状況に鑑み、おそらくこのような金額に減額させていただいて、議会の議決を得て、そのようになっているかと思うんですが、最初の合併時点の平成 25 年度には 20 万円で発行しております。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 69 号 胎内市印鑑条例の一部を改正する条例

宮崎市民生活課長説明

主に 2 つの理由から、胎内市印鑑登録条例の一部を改正するものであります。1 つ目に、入出国管理及び難民認定法等の一部改正に伴う規定の追加であり、この 6 月 14 日より在留カード及び永住者証明書がマイナンバーカードと一体化され、新たに特定在留カード及び特定特別永住者証明書として申請が開始されます。

現在、本市では、窓口及びコンビニ等の多機能端末において、マイナンバーカードを用いた印鑑登録証明書の交付を行っておりますが、これらの新たな 2 種類のカードについても同様の機能を備えていることから、条例第 12 条第 1 項にこれらを使用できる旨の規定を追加するものであります。

2 つ目に、引用法令の改正に伴う規定の整理を行うものです。

条例第 12 条の 2 第 4 項において引用しております、電気通信事業法の一部改正に伴い、関係する条例の番号に繰り下げが生じたことにより、現行の規定を最新の法令の条文番号と

整合させるため、所要の改正を行うものであります。なお、施行日は公布の日といたします。

質疑

○渡辺栄六委員

特定在留カードでコンビニ等で印鑑証明を申請することができるっていうことで、こういう条例改正案が出てるわけですけども、市内で在留外国人、3か月以上でしたか、中長期で在留されてる方、それから、特別永住者の人数、戦前から住まわれている方で把握するのは難しいんでしょうけども、市内で何人おられるか人数はわかりますでしょうか。

○宮崎市民生活課長

5月22日時点の外国人の登録状況につきましては、386人です。
現在、特別永住者につきましては手元に資料がございませんので、後程報告させていただきます。

○渡辺栄六委員

マイナンバーカードと一体化した特定在留カードと、特定特別永住者証明書に登録してる人数はわかります。

○宮崎市民生活課長

今委員おっしゃられた特別在留カード、特別永住者証明なんですけども、こちらは6月14日から国の方の法律が変わりますので、今月15日からその申請を受け付ける形になっております。今のところ市内の外国人の方で、マイナンバーカードを持っておられる方は、外国人386人中147人でございます。また、印鑑登録されている方は、45人です。

○渡辺栄六委員

マイナンバーカードと一体化している方がいますが、利用見込として、大体どのくらいを想定していますでしょうか。

○宮崎市民生活課長

一体化については、今月15日から申請を受け付けるということですので、これからっていうかお話でいまは、まだいないというところでございます。一体化につきましては、本人の自由で強制ではないので、見込みは立ててないところでございます。

○渡辺栄六委員

外国人だと、東南アジアはじめいろんな国の方が、この386人でしたっけ、いろんな国の方がおられると思うけども、こういった制度の周知について、どのような方法で、案内を行うのか、その辺についてお願いします。

○宮崎市民生活課長

現在、国の方では、外国人に対し、入国される方にお知らせしているとお聞きしております。市では、今月 15 日から始まりますので、胎内市に転入されてきた方につきましては、その際にチラシみたいなのを直接お渡しして、いかがでしょうかというようなところを転入手続きの際に、実施していきたいと考えております。

○渡辺栄六委員

いろんな国の外国語対応ができるのか心配されるところでありますけども、今回は、印鑑証明証の発行っていうことですが、今後、住民票の写しとか課税証明書とか、そういった証明交付のサービスの拡充について、どのように考えてるんでしょうか。

○宮崎市民生活課長

住民票につきましては、法律で規定されておりますので、市の条例で定める必要がないというところがございますので、法律が変わった時点で対応する形になります。今回住民票の条例改正は上程していないんですけれども、法律が変わっておりますので、同じような取り扱いになります。また、課税証明、税証明につきましては、この秋、コンビニ交付を開始することを目指して、現在のシステムを改修しておりますので、完了後にコンビニで取得できる形でございます。

○平井 孝委員

昨年度、何人の方が印鑑証明を取られた、登録されたかっていうことと、あと、すでにお住まいになられている外国人たちに対してのPR、周知の方法について、教えてください。

○宮崎市民生活課長

印鑑登録の数は、総数で昨年 680 人です。その内、外国人の人数は手元がないところがございます。あと、市内に住所を置いている方への周知ですが、今のところ具体的な考えではなかったという状況でございますけれども、市報に載せても外国人の方はなかなか見られないというところがございますし、また、胎内市の SNS（ライン）もございますけれども、なかなか数値が伸びないというところもありますので、検討していきますが、今、胎内市に転入される方はほとんどが学生と会社の方がでございますので、その際には付き添いの方、その方に、そういったことをお伝えして、学生なり、社員の方にお伝えするというふうな方法しかないのかなと思っております。

○平井 孝委員

こういった取り組みっていうのは他の市町村でもうやられているのか、それとも胎内市独自で今回やるというようなことでしょうか。

○宮崎市民生活課長

他市の状況までは把握してないところでございます。また、今回のこの条例改正につきましては、県内の他の市町村につきましても、同様に6月の定例会で条例改正するというところがほとんどでありますので、周知の方法につきましては、他市にも確認しながら、対応していきたいと思っております。

○須貝副市長

今ほど外国人のお話でございましたけども、今回は印鑑登録証についてですけども、それ以外にも、例えば防災の関係であったり、様々市からの情報を市内に在住するルーツを外国にお持ちの方に対して、お伝えしていくということは非常に大切なことだと考えてございます。そのため、やさしい日本語で表示をするであるとか、それでお伝えをするとか、そして宮崎課長の方からも伝えました通り、会社にお勤めの方、これも企業の担当者という方がおられますので、そちらの方とお話をし連携しながら、今お住まいの方に対して、市の情報というところをお伝えしていくということが大切なんだろうと考えてございます。現在、それができてるかっていうと、なかなかできてないところが、やはりありますけれども、そこは全課全庁的に、同じ方向を向いて進めていくと、そういうところは皆さん、全課長を認識しているところですので、これから様々工夫をして伝えていくというようなところでございますのでご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○増子達也委員

提案理由の要旨を見ますと、全国のコンビニエンスストア等とありますが、コンビニエンス以外はどこなのかというのと、あと窓口は、どこの窓口で対応できるのか、お願いいたします。

○宮崎市民生活課長

まずコンビニ以外につきましては、市内でいうとイオンさんであります。マルチコピー機を置いてあるところがございますので、薬局とかコンビニと同じ機能を持ったものを置いてあるところで利用できます。

あと窓口でございますが、市役所の窓口でございます。

○増子達也委員

黒川支所だとか、築地とか乙に出先機関があると思うんですけども、そちらでは対応しないってことでしょうか。

○宮崎市民生活課長

そちらでも受け付けいたします。提示していただければ、大丈夫でございます。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

○羽田野孝子委員長

以上で、厚生環境常任委員会協議会を閉会する。

閉会（10:48）